

## これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書について(概要)[抜粋]

(平成 29 年 2 月 8 日)

新たな医療計画等の策定に向けた精神保健医療のあり方及び精神保健福祉法の 3 年後見直し規定の検討事項について議論するとともに、措置入院後の医療等の継続的な支援のあり方や、精神保健指定医の指定のあり方等を検討し、今後の取組について取りまとめた。次期医療計画・障害福祉計画等の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を図るべき。(通常国会に関係法律の改正案を提出)

## 1. 新たな地域精神保健医療体制のあり方について

## (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害福祉計画に基づき、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することが適当。

## (2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

- 統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できるように、医療計画に基づき、精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場を通じて、圏域内の医療連携による支援体制を構築することが適当。

## (3) 精神病床のさらなる機能分化

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成 32 年度末(第 5 期障害福祉計画の最終年度)、平成 37(2025)年の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推進することが適当。

## 2. 医療保護入院制度について(略)

## 3. 措置入院制度に係る医療等の充実について

- (1) 措置入院に係る手続及び関係機関等の協力の推進(略)
- (2) 措置入院中の診療内容の充実(略)
- (3) 措置入院者の退院後の医療等の継続支援(略)

## 4. 精神保健指定医の指定のあり方について(略)